

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成29年度第1回 東村山市地域包括ケア推進協議会				
開催日時	平成29年6月7日(水) 午後7時00分～午後8時45分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 山路憲夫会長・鈴木博之会長職務代理・磯部建夫委員・小出晃正委員・萩原明委員・海老原茂委員(代理)・葛野章委員・石橋歌子委員・戸部牧子委員・関愛委員・吉田裕委員・松田幸夫委員・池本昇委員・松原巖委員・永嶋昌樹委員</p> <p>(市事務局) 山口俊英健康福祉部長・河村克己健康福祉部次長・進藤岳史高齢介護課長・金野真輔課長補佐・岩崎盛明地域包括ケア推進係長・山岸光香権利擁護係長・小池秀征給付指導係長・鴨志田元子企画保険料主任・水野久美給付指導係主任・花田一幸健康増進課長・江川裕美健康増進課長補佐・新井泰徳地域福祉推進課長・大塚知昭地域福祉推進課主査</p> <p>●欠席者：2名</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	6人
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 地域包括ケア推進計画(第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)の進捗状況について</p> <p>(2) 次期地域包括ケア推進計画(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)基礎調査の結果について</p> <p>(3) 次期地域包括ケア推進計画(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)の策定スケジュールについて</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業者の公募・選考について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>				

問い合わせ先	健康福祉部高齢介護課企画保険料係 担当者名：金野 電話番号：042-393-5111（代表）内線3133 FAX番号：042-395-2131
--------	--

会 議 経 過

1. 開会

2. 議題

(1) 地域包括ケア推進計画（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の進捗状況について

資料1により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局より、地域包括ケア推進計画（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の進捗状況について説明があった。何かご意見、ご質問はあるか。

○委員

老人相談員事業の継続のところで、欠員地区の多いエリアがあり、住民のかたから老人相談員さんがいなくて不安という声を聞くが、対策はあるのか。

○事務局

老人相談員につきましては、民生委員・児童委員さんにその任を担っていただいているが、今期は定年による民生委員さんの退任が多かった。そのため欠員の多い状況となっている。

またこれまでから3点ほど大きく改革をしている。1つ目として、民生委員・児童委員さんに各地区の推薦委員となっていただき、より地域に近い民生委員さんと他の推薦委員が連携することによって、見つけていきたいと考えている。

また2つ目に、自治会への積極的な働きかけをすることである。自治会から民生委員を推薦していただくことも多いことから、会合を回ったり、手紙を出したりしてご案内をしている。

3つ目は、民生委員に関する説明会を開催させていただいた。民生委員の仕事をしっかり知ったうえで、ご協力できるかどうかお願いしたいということで、市役所や欠員の多い地区のふれあいセンター等で開催している。説明会にご参加いただいた中から、何人か新しく民生委員として活躍されるかたも出ている。

○委員

老人クラブ活動の支援の継続のところで、健康活動・友愛活動・奉仕活動のなかの友愛活動の会員クラブが減している理由を教えてください。末端の組織として機能していると認識しているが、減ったとなると地域の情報が上がってこないのでは問題ではないか。

またシルバー人材センターの事業活動の支援で、訪問型サービスの利用者が低迷しているとのことである。1つの目玉だと思っていたが、低迷している理由を教えてください。

○事務局

シルバー人材センターに委託して実施している訪問型サービスは、昨年度利用実績で、述べ人数で約100件程度である。研修修了者が約90名程度いることに対して、利用者数が少ないことは事実である。利用が少ない理由のひとつとして、訪問型サービスに対して支払う利用料で考えてみると、シルバーさんを利用する場合でも一般の専門職のかたを利用する場合でも、自己負担からすると大きな差がないことがある。地域の事業、支えあいといったところを強く進めていくということもあり、この理念をどうやって広げていくかが課題だと思っている。

友愛活動の件だが、資料が手元にないので、活動が減少している理由を今お答えすることが難しく、大変申し訳ない。

○委員

シルバーの訪問型サービスは昨年からはスタートし、70～80名の受講者で体制を整えているが、まだ手探りの状態である。今年は営業活動を行っていく予定である。

○会長

周知徹底をすること、利用者が少ないということであれば、報酬設定を今後どうしていくのが検討課題だろう。

○委員

高齢者配食サービス事業の見直しで、昨年度は利用者が減少しているようだが、減少の理由を調査して何かみえてきたものはあるのか。

○事務局

配食サービスは、民間事業者の参入が理由として大きいと思う。市内に12事業者があるが、民間のサービスとの自己負担との差はほとんどない。逆に民間のほうが若干安いということも考えられる。また民間の配食サービスは、利用する曜日や時間帯が柔軟に対応可能であり、お願いしてすぐにとということもできる。そういったこともあり、利用者が減少していると考えられる。

在り方の考え方として、今アンケート内容を精査しているところだが、どのような形でサー

ビスを利用しているのか、食事はどうとっているのか、今後の食事に対する希望等、話を聞かせていただこうと考えている。また同時期に、地域包括支援センター、民間のサービス事業者も同じように話を聞かせていただき、これら3点を加味して、一定の方向性を出していければと考えている。

○会長

話が分かりにくいですが、自己負担額が550円ということは、仮に1000円の弁当を配食するとすると、補助額を450円出すということ。民間の配食サービスが増えているが、そこは550円以下で配食しているので、負担は変わらないということによろしいか。

また、補助はすべてのかたが対象となっているわけではないが、対象者をどのように絞り込んでいくのか。

○事務局

事業委託する際の金額について、食事分はご本人の自己負担、見守り等に要する費用を市が支払っている。

民間のサービスとは違い、希望すれば対象者となるわけではなく、地域包括支援センターにスクリーニングを依頼している。見守りという要素も含んでいるため、手渡しで行っている。事業の手間というの也被含まれている。ただ、実際に民間の動向を確認すると、見守りの確認をする事業者も出てきているのも事実である。安否の確認が、実際手渡しで行っているのか、ボックスに入れて食べているかどうか確認しているだけなのか、様々な形態があると思う。他の事業所のやりかたも含め、今の配食サービスの在り方、公的なサービスを考えていきたい。

○委員

市民後見人の養成を行い、6名を登録したとあるが、受任に至っているケースはあるのか。

○事務局

市民後見人については、平成28年末時点で6名を登録させていただき、実際の受任に関しては平成29年度からとなっている。市民後見人は専門職ではなく、一般の市民のかたが一定期間の研修を受け、後見人になる制度である。受任にあたっては、社会福祉協議会のほうで後見監督人になること、過度な負担にならないケースを受任していただくことがポイントになってくる。平成29年度は市民後見人の受任にあたって、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職で構築された委員会で、ご意見を伺いながら適切な受任を進めていきたいと思っている。

(2) 次期地域包括ケア推進計画(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)基礎調査の結果について

資料2、資料2-1により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局より、次期地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）基礎調査の結果について説明があった。

成果指標として主観的健康観は伸びなかったが、情報提供への満足度は伸びたということ、また中、重度認定率は下がったという報告だった。資料2-1の重度認定率の絶対数の目標値が出ているが、実績値の認定率は下がっており分かりにくい、ということか。

○事務局

現状の認定率、高齢者人口の伸びを加味すると、どれくらいの認定者数になるのか、自然体推計を出している。例えば、中・重度のかたが2500人になるという推計が出た場合に、介護予防事業の努力、介護事業者さんのご努力によって、100人下げようという目標設定している。認定者自体は増えてしまうが、自然体推計で増えてしまうより減らすということを目指している。ただ人口の推計を正確に表すことはできないので、率として出した値の10.4%を目標としている。

○会長

目標値より実績値は下がっているということでもよろしいか。そうすると、今までの介護予防の長年の努力が実を結びつつあるということだろう。何か認定率を下げることに繋がったのか分析を行っていただきたい。

（3）次期地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定スケジュールについて

資料3、資料3-1により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局より、次期地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定スケジュールについて説明があった。何かご意見、ご質問はあるか。

○委員

基本はオール東村山だと思うが、町によって状況はまったく違う。地理、公共交通機関、商店の状況、かなり大きな違いがある。課題の分析もこれからだと思うが、抽出の仕方がよく分からなかったが、どうなのか。

○事務局

計画の表に出しているものは、東村山の状況を記載している内容となるが、各包括の生活支

援コーディネーターのかたから、圏域ごとのマップを作っているという報告をいただいている。業務の役割分担の部分でいくと、高齢化率の視点と地域の実態として、ひとり暮らしが多い、坂が多い、事業所がない等の地域の課題は把握している。地域のニーズに合わせて対応していきたいと考えているが、それを資料化する、言葉にすることは今後検討していきたい。

(4) 地域密着型サービス事業者の公募・選考について

資料4により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局より、地域密着型サービス事業者の公募・選考について説明があった。何かご意見、ご質問はあるか。

協議会委員から5名が選考委員になることについて、事務局のほうで内訳の考えがあればお願いしたい。

○事務局

選考委員の具体的なご提案をさせていただきたい。27年度と同様に、会長1名、医療関係者1名、介護保険事業者1名、被保険者2名の5名、協議会委員から選考委員に加わっていただけたらと考えている。

○会長

全体的な選定のやりかた等、ご意見いただきたい。

1点教えていただきたいのだが、事業者の選定についての選定における加点の部分で、医療・看護系サービスを併設していることとあるが、今まで例はあるのか。ハードルが少し高い気がするのだが。

○事務局

2年前の公募でも同様の条件だったが、応募のあった法人は、医療関係のサービスを併設できるような広さのある土地がみつからなかったということで、グループホームと地域交流スペースのみの提案がきたというのが実態であった。

それ以前の公募では、グループホームと看護小規模多機能型居宅介護等を必須条件としていた時期もあり、その方法を取りながら、当時は看護小規模多機能型居宅介護の設置・整備を進めてきたというところがある。しかし、かなり応募のハードルが上がるため、応募はほぼ1者で、相談の件数すらかなり少なかった。そのため応募の必須条件にはしないが、看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、在宅診療等を充実できればという考えから要項に加えている。

○会長

選定時に加点するというだけで、この条件がないと応募できないという訳ではないと理解していいか。

○事務局

そのとおりである。

3. その他

4. 閉会